



省エネ住宅ポイント制度は アムマツトにおまかせ!



省エネ住宅ポイント制度とは、省エネ住宅の新築やエコリフォームの普及を促進するために、一定の省エネ性能を有する住宅の新築やエコリフォームに対し、様々な商品等と交換できるポイントが発行される制度です。

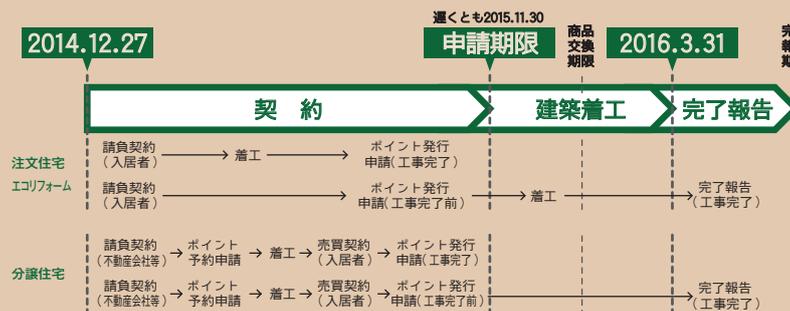
従来制度との違い

従来制度 (復興支援・住宅エコポイント)		省エネ住宅ポイント制度
対象期間	H23.10～H24.10に着工	閣議決定日 (H26.12.27) 以降に契約 (着工は契約締結日～H28.3.31)
対象住宅	新築、リフォーム	新築、リフォーム、 完成済新築住宅の購入
対象種別	持ち家、借家	持ち家、借家 (リフォームのみ)
対象住宅の性能要件等	新築	トップランナー基準相当 (木造住宅は等級4)
	リフォーム	<ol style="list-style-type: none"> 窓の断熱改修 外壁、屋根・天井、床の断熱改修 設備エコ改修 (エコ住宅設備3種類以上) 上記①～③のいずれかにともなう以下の工事等 ●バリアフリー改修 ●エコ住宅設備の設置 (太陽熱利用システム、高断熱浴槽、節水型トイレ) ●リフォーム瑕疵保険への加入 ●耐震改修
ポイント数	新築	[被災地]30万ポイント [その他]15万ポイント
	リフォーム	最大30万ポイント (耐震改修を行う場合:最大45万ポイント) (工事内容に応じ2千～10万ポイント)
交換商品	地域産品、商品券等 (被災地支援にポイントの半分以上を充当)	地域産品、商品券等

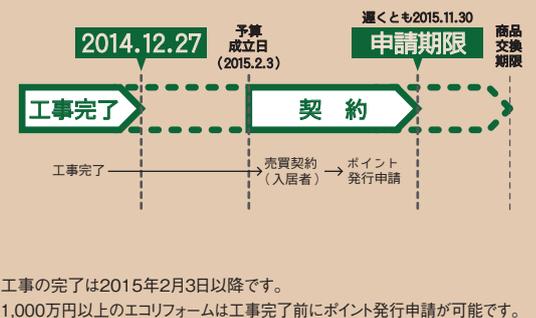
スケジュール

平成26年12月27日 (閣議決定日) 以前にご契約された物件は対象外となります。

■ エコ住宅の新築 (注文・分譲住宅) 及びエコリフォームの場合



■ 完成済購入タイプの場合



エコリフォームの基準

外壁、屋根・天井又は床の断熱改修でも一定量の断熱材を用いることで下記のポイントがもらえます。
*エコリフォームは省エネ住宅ポイント制度の事務局に登録された型番の商品を使用した工事のみが対象です。

■ 一戸あたりの施工部位別ポイント数



■ 一戸建て住宅の断熱改修における断熱材の最低使用量

断熱材区分	熱伝導率	外壁	屋根・天井	床
A-1、A-2、B、C (ロックウール)	0.052 ～0.035 W/m ² ·K	6.0 (3.0) ^{*3} m ²	6.0 (3.0) ^{*3} m ²	3.0 ^{*2} (1.5) ^{*3} m ²
D、E、F	0.034 W/m ² ·K 以下	4.0 (2.0) ^{*3} m ²	3.5 (1.8) ^{*3} m ²	2.0 ^{*2} (1.0) ^{*3} m ²

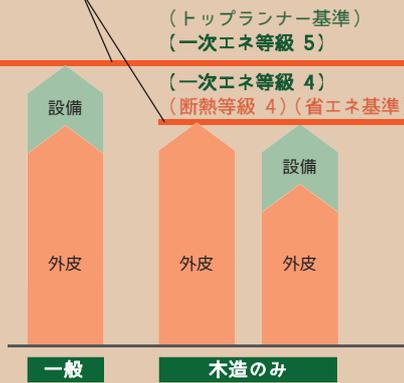
*対象商品の品番は国土交通省、事務局のホームページに掲載予定です。

※1 部分断熱の場合の発行ポイント数。 ※2 基礎断熱の場合の最低使用量は、床の最低使用量に0.3を乗じた値とする。 ※3 部分断熱の場合の最低使用量。

省エネ住宅の新築

ポイント発行の対象となる省エネ基準の考え方は下記となります。

ポイントの発行対象となる
省エネ性能レベル

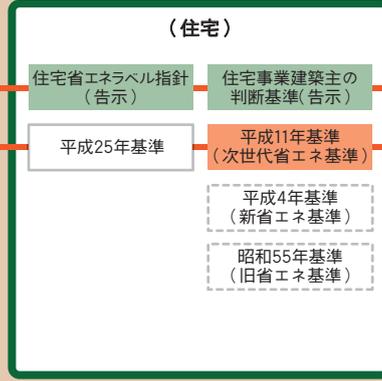


* 詳しい基準については国土交通省・事務局(予定)の省エネ住宅ポイントのホームページをご覧ください。

住宅性能表示制度



省エネ法



認定低炭素住宅 長期優良住宅

認定低炭素住宅
長期優良住宅

「設備」で使用するエネルギー量に関する基準

外壁、窓など「躯体(外皮)」を通しての熱損失の防止に関する基準

省エネ性能を証明する書類

下記の書類で、省エネ住宅ポイント制度の対象住宅であることが証明できます。

一次エネルギー消費量等級4

- 省エネ住宅ポイント対象住宅証明書^{*1} (登録住宅性能評価機関)
- 設計住宅性能評価書(一次エネルギー消費量等級4)^{*2} (登録住宅性能評価機関)
- 建設住宅性能評価書(一次エネルギー消費量等級4)^{*2} (登録住宅性能評価機関)
- フラット35S(金利Bプラン、省エネルギー性)適合証明書^{*3} (適合証明機関)

断熱等性能等級4^{*4}・省エネルギー対策等級4^{*4}

- 省エネ住宅ポイント対象住宅証明書^{*5} (登録住宅性能評価機関)
- 設計住宅性能評価書(断熱等性能等級4、省エネルギー対策等級4^{*6}) (登録住宅性能評価機関)
- 建設住宅性能評価書(断熱等性能等級4、省エネルギー対策等級4^{*6}) (登録住宅性能評価機関)
- 長期優良住宅建築等計画認定通知書(所管行政庁)
- 長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証(登録住宅性能評価機関)
- フラット35S(金利Bプラン、省エネルギー性)適合証明書^{*7} (適合証明機関)
- 贈与税の非課税措置の住宅性能証明書(指定確認検査機関・登録住宅性能評価機関・住宅瑕疵担保責任保険法人)

*1 本制度実施のために新たに定められるものであり、詳細は今後公表します。

*2 平成27年4月1日以降に設計住宅性能評価を申請した場合に発行される書類

*3 平成27年4月1日以降に申請した場合に発行される書類(予定)

*4 すまい給付制度の「現金取得者向け新築対象住宅証明書」のうち、所定の性能が確認できるものについても、確認書類として利用できます。

*5 省エネ住宅ポイント対象住宅証明書に限っては、平成27年4月1日以降も省エネルギー対策等級4(H11基準)で発行可能とします。ただし、贈与税の非課税措置やフラット35Sの証明書としては利用できません。

*6 平成27年3月31日までに設計住宅性能評価を申請した場合に発行される書類(省エネルギー対策等級に限る。)

*7 工事完了前のポイント発行申請又はポイント予約申請の際に「省エネ性能を証明する省エネ対象住宅証明書等」として添付する場合は、フラット35Sの「設計検査に関する通知書及び設計検査申請書(すべての面)」の添付でも良いものとします。

* 証明書の取得にはそれぞれ手数料が必要です。* 手数料は、発行する機関等により異なりますので各機関等にお問い合わせください。

具体的な仕様例(新築)

省エネ住宅ポイント制度対象住宅のアムマット商品選択例です。

* 本仕様は平成25年3月31日までは「断熱等性能等級4」として、平成25年4月1日以降は「省エネ住宅ポイント制度対象住宅」^{*5}として使用できます。

* 仕様規定の断熱材は平成25年4月以降も(附則)として、開口部は開口部比率0.08以上0.11未満の家として平成25年基準仕様基準(附則)で使用できます。

		仕様規定 一般的な省エネ等級4(Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ地域の場合)		トレードオフ 開口部強化型 天井(屋根)の断熱性能の一部を開口部で補完(Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ地域の場合)		トレードオフ 壁強化型 天井(屋根)の断熱性能の一部を壁で補完(Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ地域の場合)	
		熱貫流率/熱抵抗値	商品選択例	熱貫流率/熱抵抗値	商品選択例	熱貫流率/熱抵抗値	商品選択例
開口部	Ⅲ地域	U≤3.49	建具:金属・プラスチック(木)複合構造ガラス:複層ガラス(A12)	U≤2.91	建具:木製又はプラスチック製ガラス:複層ガラス(A12)	U≤3.49	建具:金属・プラスチック(木)複合構造ガラス:複層ガラス(A12)
	Ⅳ、Ⅴ地域	U≤4.65	建具:金属製ガラス:複層ガラス(A6)など	U≤4.07	建具:金属製ガラス:低放射複層(A6)(A12)など	U≤4.65	建具:金属製ガラス:複層ガラス(A6)など
屋根		4.6	アムマット175mm(100+77)	2.3	アムマット92mm	2.7	アムマット105mm
天井		4.0	アムマット152mm(100+55又は77×2)	2.0	アムマット92mm	2.3	アムマット105mm
壁		2.2	アムマット92mm	2.2	アムマット92mm	2.7	アムマット105mm
床	その他の床	2.2		アムマット床用ボード ネダレス80mm以上			
	外気に接する床	3.3		ネダレスボード2枚重ね(80mm・42mm)			
土間床などの外周部	その他の部分	0.5		A種押出法ポリスチレンフォーム保温板3種(15mm)			
	外気に接する部分	1.7		A種押出法ポリスチレンフォーム保温板3種(50mm)			

* 上記仕様は平成11年省エネルギー基準の「仕様規定」です。平成25年4月1日以降も本制度のみ適用可能です。ご使用には注意が必要です。



断熱基準・ロックウール断熱材に関するお問合せは

JFE ロックファイバー株式会社

<http://www.jfe-rockfiber.co.jp>

[本 社 営 業 所] 岡山県倉敷市水島川崎通1丁目 TEL.086-448-5200

[東 京 営 業 所] 東京都港区芝3-8-2 TEL.03-5418-6760

[大 阪 営 業 所] 大阪市北区堂島1丁目6番20号 TEL.06-6342-0646

[九 州 営 業 所] 福岡市博多区店屋町1-35 TEL.092-263-1450